

28軽議第116号
平成28年9月15日

軽井沢町長 藤 卷 進 殿

軽井沢町議会
議長 内 堀 次 雄

(所管：社会常任委員会)

障がい児福祉に関する提言

～希望が行き渡り、地域で1人ひとりが輝ける障がい児政策を～

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択された。その内容は、障がいに関するあらゆる差別を禁止するとともに必要な配慮の提供を求めているものであり、障がい者に対する初めての国際条約である。

世界各国が批准をしている中で、わが国は批准に必要な、様々な国内法（障がい者）の整備に時間がかかり、平成26年1月、141番目の批准国として世界に肩を並べた。

わが国では、「障害者権利条約」を締結したことにより、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待される場所である。

社会常任委員会では、これらの背景を踏まえ、町内の喫緊の課題でもある「障がい児福祉」をテーマと定め、関係者と懇談の機会を持ち、先進地を視察し、これまで1年にわたり討議と研究を重ねてきた。

様々な課題の中から、以下の4つの項目に沿って、「障がい児福祉」に関する提言をする。

(1) 放課後等デイサービス事業と移送サービスの充実

「障がい児の預かり」としての福祉サービスは、「困っているから〇〇してあげる」という上から目線ではなく、障害者総合支援法に沿ったものであるべきである。就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための質の高いサービスと自立の後押しとなるような事業を期待する。

(2) 「切れ目ない発達支援システム」の更なる充実（0歳～18歳）

障がい児支援をライフステージに沿って進めるに当たり、全体を「つなぐ人（専門家）」の確保が重要である。

平成29年度より計画されている機構改革の中で子育て支援と障がい児支援を同一所管にし、所管の中に、「子ども相談室」のような部署を設け、すべての子どもの「切れ目ない発達支援システム」を更に構築していく。このような連携こそが、障がい児が障がい者となっていく過程で必要な、自立支援のための施策になると考える。

(3) 障がい児の居場所として可能となる児童館の体制を

子どもの健全育成を目的とする児童福祉施設として整備されている児童館は、健常な子どものみならず障がい児が関わることにより、地域のさまざまな人々が交流する施設として新しい役割を実現することが求められている。

町内6ヶ所の児童館のうち、まず1ヶ所をノーマライゼーションの児童館として体制を整えるべきと考える。

(4) 誰もが暮らしやすい地域を目指し、障がい児が参加できる交流の場を

障がいの種別に関わりなく、障がい児（者）が地域で日常生活・社会生活を営むことができるような地域社会づくりが求められている。

富山型デイサービスのような仕組みが望ましい。

本提言の各項目の詳細は、**参考資料（課題）**の中に明記されている。

特に項目（1）については平成29年4月からの実施を強く求める。

なお、中長期的な取り組みが必要な政策項目を合せてとりまとめており、これらについても早期の実現を求める。

以 上

社会常任委員会 所管事務調査

「当町における障がい児福祉に関わる現状と課題」

社会常任委員会

委員長 土屋好生

目 的

障がい児支援の強化を図るため、平成 24 年 4 月 1 日に児童福祉法が一部改正され、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要となった。

当町の子育て支援策は、子育て支援センター設立、児童館を全小学校に隣接して設置し、放課後こども教室事業の実施など県内では他に例をみない充実した内容である。一方で児童福祉法における障がい児支援制度の強化という項目に関しては、施設数やサービス、サポートの在り方など当町は他の自治体に比して充足している状況とは言えず、これからの課題となっている。

障がい児は「小さな障がい者」ではなく「障がいのある子ども」として捉え一般の子どもが受けるすべての支援を受けた上で、障がい福祉施策により護られなければならない。どのような障がいがあっても同じ一人の子どもとして成長し、地域社会の中で育まれていくことが大切であり、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮を進めていくことが必要である。

平成 27 年度からスタートした当町の「子ども子育て支援制度」には、「障がいの早期発見と速やかな療育につなげる体制の整備及び人材の育成・確保を進める」の一文があるが、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援に当町も取り組む必要がある。

以上のことから平成 27 年度当初からの所管事務調査として社会常任委員会で取り組んできた。

町の障がい児の現状

軽井沢町には障がい児を対象とした施設、事業所が少なく、保護者は、放課後・長期休暇中に預かりを行う施設を探すのに大変な苦勞をしている。

また、小諸養護学校送迎バスの発着所は木もれ陽の里の一ヶ所のみで不便である。

① 障がい児数 町内 18 歳未満 88 名（平成 28 年 4 月 1 日現在）
（内、小諸養護学校通学児童・生徒 13 名）

② 施設数 町内に 3 施設+地域活動支援センター

【浅間学園】

通所・入所の利用者年齢が比較的高いことから、小さい子供には適さない場合がある。

【軽井沢治育園】

通所・入所・相談支援事業・タイムケア事業。

【四季】

日中一時支援事業・タイムケア 小規模のため、あまり大人数を受け付けられない。

【木もれ陽地域活動支援センター】 放課後～17時30分まで（小学部のみ）。

町内保護者等の声

○ 放課後・長期休暇の子どもの預かりについて

- ・共働き、ひとり親家庭が増える中、放課後・長期休暇中に子どもを預ける場所がなく、子どもの居場所を見つけるのに何年も悩んできた。
- ・経済的な理由で働きたくても子どもを預ける施設等がないため断念しているのが現状である。
- ・放課後や長期休暇時に預けられる施設（場所）が欲しい。
- ・現状では、地活での預かり時間は大変短い。
- ・中学部以上の子どもも預けられる場所がほしい。
- ・施設や事業所は、できるだけ公設民営のものであると安心できる。
- ・今は、近隣の施設を利用しているが通所のための送迎が大変である。

○ 送迎サービスの充実について

- ・移送サービスは不可欠です。保護者が高齢になることを考えると不安。
- ・施設やバス昇降場所への送迎が大変であり、負担が重くつらい。
- ・移動するとき頼めるサービスや業者があってほしい。（町内に）
- ・重症心身障がい児は町内に施設がないので、町外の施設に通わなければならない。そのための交通費の補助をお願いしたい。

○ 切れ目ないサポートについて

- ・担当課に障がい者（児）のことで、何でも相談できる専門家がほしい。
- ・役場の担当者が代わると、子どもの状況が「引き継がれていない」と感じる人が多い。
- ・サポート体制は、障がい児の成長に伴い、切れ目のないものにしていただきたい。
- ・子育て支援と障がい児支援を同じ窓口にしていただきたい。
- ・生涯にわたって、状況把握できるような機関があるとよい。
- ・スクールサポーターの増員で相談しやすい体制に。
- ・障がい児を支えるボランティア活動に対する支援の強化を。
- ・保護者間の連携や会合を密に保ってほしい。
- ・役場で書類をもらう際は関連情報をまとめてもらえるような体制でお願いしたい。
- ・乳幼児健診に来ない人に対してフォローが必要。

- ・保健師が子どものライフステージに応じて継続的に関われる体制を求めたい。
- ・保育園を定期的に訪問し障がいのある子どもと親の早めのサポートを求めたい。
- ・障がいは早めに気づくことが大事なので保健師・保育士など気づいてあげられる人材を求めたい。

○ 地域とのつながり交流について

- ・ボランティア等と一緒にスポーツができる機会や環境の構築。
- ・障がい児はスカップの利用料が無料で嬉しいが、対応できるインストラクターがほしい。
- ・地域・人とのつながりを大事にしたい。
- ・高等部卒業後の通える施設、充実した生活のできる施設がほしい。
- ・警察との情報の共有。(小諸養護学校高等部の親より、予想外の行動があるため)

近隣・その他の自治体の状況

近隣市町村（小諸市・佐久市・御代田町・佐久穂町）では、放課後、長期休暇中の児童預かりサービスを民間事業所と連携して実施している。また施設までの送迎システムがある。特に、佐久穂町においては、保護者の困り感を受け、検討の結果、平成26年11月より公設民営として放課後等デイサービス事業を実施している。このような事業により保護者が仕事を早退したり、長期休暇中はいったん仕事を離職する必要などもなく、自分の時間を持つなど保護者の支援にもつながり、障がい児の子育て支援は充実している。

● 富山型福祉サービスは小規模と共生（平成27年10月 委員会視察）

【小規模】 街中の民家を改修した施設、地域と密着した「ひとつの家」

【共生】 高齢者・身体障がい者・知的障がい者・心身障がい児・乳幼児を同じ施設で処遇

介護保険指定の小規模多機能型居宅介護事業所において障がい者（児）の受け入れを可能にした。

「富山型福祉サービス推進特区」（平成15年11月）の認定を受け、通所・宿泊サービスを開始。

平成18年10月からは障がい者（児）が高齢者デイサービスを利用する場合、「基準該当」という制度により全国展開されている。

※ 当町の長期振興計画の中に「障害の有無にかかわらず人々が日常的にふれあい、誰もが心豊かで幸せな日常生活を送ることができるまちづくりを推進」とある。この実現のためには、「富山型デイサービス」に多くのヒントがあると思う。

課 題(アクションプラン・ビジョン含む)

(1) 放課後等デイサービス事業と移送サービスを充実させる

- ① 施設数や支援事業・サービスが足りない。
 - ・特に一番の問題は放課後等デイサービスを実施している施設がない。
 - ・長期預かり（夏季休暇など）を実施している施設がない。
- ② 送迎・移送サービスの充実を図る。
 - ・特に夏季の軽井沢の交通事情では送迎に要する時間が膨らみ、仕事がまったくできなくなる。
 - ・障がい児はいつか障がい者となり、やがて保護者が健康を損なうこともある。未来を考えると移送サービスは不可欠である。
- ③ 地域活動支援センターでの放課後預かりは中学部以上も対象にするか、あるいは中学部以上に対応する施設が必要である。

(2) 切れ目のないサポート体制を充実させる

- ① 障がい児をもつ保護者は孤独感など精神的ストレスも生じやすい。障がい児のいる世帯は町で把握していることから、町からの定期的かつ積極的なサポートや案内が望まれる。
- ② 障がい児の成長に伴う適切なサポート体制が弱い。
- ③ 相談・支援のための窓口が複数課にまたがりわかりにくい。子育て支援・障がい児支援を同一所管にする必要がある。
- ④ 「子ども子育て支援制度」にある「障がいの早期発見と速やかな療育につなげる体制の整備及び人材の育成・確保」に結びつくシステムの徹底が望まれる。障がい児はいずれ障がい者となる。障がい者の自立に向けた前向きな支援の後押しをしていくべきである。

(3) 児童館の活用

- ① 何らかの障がいのある子どもが自由に過ごせる施設・場所が必要である。
- ② 現状の児童館の体制は障がい児にとって利用しづらい。中軽井沢児童館をノーマライゼーションの児童館にすることが望まれる。

(4) 地域で交流できる場所

- ① 地域・近隣の人との交流が望まれる。
- ② 地域の課題を解決するため、地域のあらゆる社会資源により構成される「協議体」が平成 29 年度より始まる。障がい児にとっても地域での交流は必要であり、地域の課題でもあることから、「協議体」の中でも障がい児福祉を考える。

以上の課題をふまえ、別紙「障がい児福祉に関する提言」をまとめることとする。

活動記録

月 日	内 容	場 所	備 考
平成 27 年 6 月 15 日	テーマを 「障がい児福祉について」に決定	第 2 委員会室	6 月会議
7 月 3 日	「障がい児福祉について」 調査の進め方を検討	第 2 委員会室	
7 月 29 日	【研修】 「障がい児福祉について」	第 2 委員会室	佐久発達相談支援センター 井出氏 NPO 法人たんと 飯島氏
8 月 5 日	【先進地視察】 「陽だまりの家」	佐久穂町	佐久穂町健康福祉課 福祉係長 小須田広明氏
9 月 29 日	【意見交換会】 小諸養護学校保護者・教諭	木もれ陽 の里	
10 月 29 日	【先進地視察】 「富山型デイサービス」	富山市	・ NPO 法人ふるさとのあかり ・ NPO 法人このゆびと一まれ ・ 富山市障害福祉課 企画係長 植野聡希氏
11 月 2 日	【研修】 「NPO 法人四季」の取り組み	第 2 委員会室	「NPO 法人四季」 代表 土屋佳代氏
12 月 14 日	提言書（案）を検討		12 月会議
平成 28 年 1 月 12 日	各委員が提言書（案）を提出		
3 月 23 日	提言書（案）の作成・提出の進め方を 検討		3 月会議
4 月 28 日	社会常任委員会提言書（案）のまとめ		
5 月 9 日	【意見交換会】 保健福祉課との意見交換会	木もれ陽 の里	
6 月 23 日	【研修】 「チャレンジドジャパン」の取組み	第 2 委員会室	社会福祉法人チャレンジドらいふ 副理事長 佐藤豊氏ほか
7 月 22 日	【研修】 「オレンジキッズケアラボ」の取組み	第 2 委員会室	オレンジホームケアクリニック 代表 紅谷浩之氏ほか
8 月 10 日	「障がい児福祉について」提言書作成	第 2 委員会室	
8 月 18 日	議会運営委員会で報告		
9 月 7 日	議会全員協議会で報告		
9 月 15 日	社会常任委員会にて町理事者へプレ ゼンテーション 町長に提言書を提出		

